

第 21 期第 25 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 5 年 3 月 22 日 (水) 午後 1 時 55 分から午後 3 時 35 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「第 1 会議室」

議 題

1 諮問事項

- (1) 内水面漁場計画 (案) の作成について (資料 1)
- (2) 内水面漁場計画(多摩川) (案) の作成について (資料 2、東京都資料)
- (3) 内共第 1 号、2 号の第五種共同漁業権遊漁規則の変更について (資料 3)

2 指示事項

- (1) コイの持ち出しの禁止及び放流等について (資料 4)

3 協議事項

- (1) コイの持ち出しの承認基準について (資料 5)
- (2) 公聴会の開催について (資料 6)

4 報告事項

- (1) 漁業権 (分割・変更) の免許、免許すべき者の決定及び休業中の許可に係る審査基準(案) について (資料 7)
- (2) 漁業権及び入漁権行使規則(変更・廃止)の認可についての審査基準(案)について (資料 8)
- (3) 遊漁規則(変更)の認可についての審査基準(案)について (資料 9)
- (4) 多摩川におけるしじみ採捕の承認に係る実施結果報告について (資料 10)

5 その他

- (1) 令和 5 年 6 月の委員会開催日程について

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男、細川 孝
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長、川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・ 県水産課 石黒振興担当課長、井塚 GL、相澤副技幹、中川技師

議 事

事)山本事務局長

これより委員会を開催いたします。

本日は、1名の方から委員会を傍聴したい旨の申し出を受けておりますので、まず、御報告申し上げます。

また、傍聴者の方をお願いいたしますが、「神奈川県内水面漁場管理委員会の会議に関する規程」第12条によりまして、「傍聴人は、議場において発言し、又は騒ぐ等委員会の審議を妨げる行為をしてはならない。」となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

委員の皆様の出席状況ですが、本日は委員10名中、10名の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは、議長よろしくをお願いいたします。

議長

ただいまから第25回の委員会を開会いたします。

(井貫会長)

本日の委員会におきましても会議時間を短縮するため、事前に事務局から資料が送付されておりますので、事務局、水産課からの資料説明は原則省略したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

本日の議題ですが、「諮問事項」が3件、「指示事項」が1件、「協議事項」が2件、「報告事項」が4件と「その他」となっております。

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

本多委員、安藤委員、よろしくをお願いいたします。

両委員

(了 承)

議長

それでは、議事に入ります。

まず、諮問事項(1)の「内水面漁場計画(案)の作成について」を議題とします。

それでは、水産課から説明をお願いいたします。

水)中川技師

【資料1に基づき説明】

議長

ただいま、水産課から内水面漁場計画案について、説明がありましたが、何か御質問、御意見等がございましたら、お願いします。

津谷委員

今の利害関係人の意見になりますが、遊漁規則に関係する意見であって、今回の意見募集はあくまで内水面漁場計画案に対する意見であるので、利害関係人の意見はズレてると考えてよろしいのでしょうか。

水)中川技師

おっしゃられたとおりでして、あくまで漁場計画案に対する意見募集をしているのですが、今回は直接的に漁場計画と関係のない御意見でし

たので、参考として承り、今後の取組の参考としますというふうにして
います。

議長 他に何かございますか。

安藤委員 確認なのですが、今、漁場計画に示されていた標柱については、全て
測量等、確認は終わっているということによろしいのでしょうか。

水) 中川技師 はい、おっしゃるとおり全て標柱は確認しております。

議長 他に何かございますか。

ないようでしたら、内水面漁場計画案について了承するということ
で、よろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

議長 では、続きまして諮問事項(2)の「内水面漁場計画(多摩川)(案)の
作成について」を議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

事) 高安主査 【資料2に基づき説明】

議長 ただいま、事務局から東京都知事からの諮問の内水面漁場計画案につ
いて、神奈川県からの意見を求められているという説明がありました
が、何か御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

安藤委員 第五種の第12号の上流部の基点第9号と10号については、これは従
来と全く変わっていないのでしょうか。

基点第9号はともかくとして、基点第10号は右岸側で橋脚の住所が
稲城市と、東京都になっていますので、橋脚の住所が両方とも東京都の
住所になっているため、右岸側の川岸が川崎市だったかどうかを確認し
たかったのですが。

川崎市に川岸が接していない部分の漁業権を川崎河川漁業が持っている
のかどうかという問題ですね、今更なのですが、気になりましたの
で。

事) 川上代理 接していると考えますが、ちょっと確認させてください。申し訳ござ
いけません。

安藤委員 これを見る限りでは、橋脚の位置は東京都なのですが、橋脚は川の中
だと思えますので、そうすると、川岸は普通に考えますと、川崎市だ
と思うのですが、住所が東京都になっていましたので、ちょっと気にな
りました。

議長 他に何かございますか。

津谷委員 教えていただきたいのですが、これは都知事がこちらの委員会に諮問

するかたちになっているのですが、神奈川県も県で漁業権を持っているわけですので、整理として神奈川県知事からの諮問というのではないのですか。

議長 神奈川県に關係する漁業の漁業権について、東京都知事が免許するという約束事になっておりますので、都知事が免許します。

津谷委員 全部まとめて、東京都知事が免許するということですか、分かりました。

議長 他に何かございますか。

ないようでしたら、多摩川に係る内水面漁場計画（案）について、了承するというので、よろしゅうございますか。

委員一同 （了 承）

議長 それでは、そのようにいたします。

続きまして、諮問事項(3)の「内共第1号、2号の第五種共同漁業権遊漁規則の変更について」を議題とします。

水産課から説明をお願いします。

水) 中川技師 【資料3に基づき説明】

議長 水産課の説明で、何か御質問、御意見等がございましたら、お願いします。

津谷委員 因みにですが、18歳以下の無料化ですが、18歳以下の遊漁者の割合がどのくらいか把握されているのか、何かデータはありますか。

水) 中川技師 18歳以下というくくりでは、漁協さんの方で今まで集計していなかったもので、18歳以下ということでは分かりませんが、中学生の人数は券の販売枚数で把握できておりまして、これを見ると、割合としては本当に1%満たないぐらいの少数です。

仮にですが、中学生と同じ人数だけ今まで無料でなかった高校生ぐらいの年代の方がいるという仮定で試算したところ、遊漁料の額には影響しない範囲ではないかと判断しました。

津谷委員 高校生で遊漁者というのは、結構いるのではないかと気がしますが、大丈夫ですか。

漁協さんの方が分かっているのではないですか。

篠本委員 酒匂川漁協でいいますと、中学生の年間券は、約十数枚売られています。

日釣は全魚種日釣券一般扱いになります。高校生は逆に少なくなっているような気がします。

少し逸れますが、近隣の高校で、釣り部のあるところには部活で竿を出すときは、課外授業的な感覚で無料にしています。先生に取り仕切っていただいています。ここで相模川漁連さんの無償化という方向はいいと思います、それは賛成です。

今後は、女性は無料等、他県ではありますね。賑やかにするのはいいですが、組合の収入源にどの程度影響を及ぼすかがネックだと思います。この点の精査が必要です。方向性はいいと思います。

議長
東委員
議長
水) 中川技師
議長
長塚委員
水) 中川技師
議長
委員一同
議長

他に御質問等がありますか。

あくまで遊漁者サイドの感想レベルとなりますが、相模川漁連さん、首都圏近郊の釣り場としてとても大事な位置にあると思うので、若年層の遊漁料の無料枠を拡大するという事は、川に親しむ人を増やす意味で、これから重要なことだと思います。

私からですが、身体障害者の遊漁料はどうですか。

中学生と同じ2分の1だと思いますが、今後の検討課題としてその辺りの議論はありましたか。

相模川漁連の方からはそのような話はありませんでしたので、今後の検討事項として。

他に御質問等は、ございませんでしょうか。

資料の3の10ページ、相模川で釣りをする時、例えば、あゆ、うぐい、おいかわ、こい、竿釣りで、一般、1日1,500円、その一番下で、うぐい、おいかわ、こい、ふなと同じように書いてあり、1日一般売り、800円ですが、例えば、ふなを釣った場合、1日1,500円を買うのか、800円を買うのか、どちらですか。

上から2番目のあゆ、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、これはあゆを含んだ券の販売価格で、一番下については、あゆが含まれていないもので、あゆ釣りの場合は上を買っていただき、ふな釣り、うぐい釣りの場合は下を買っていただきます。

あゆが釣れない漁法、へらぶな釣りとかは下の券となります。

他に何かございますか。

ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨、知事に答申することとしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(了 承)

それでは、そのようにいたします。

では、続きまして、指示事項(1)の「コイの持ち出しの禁止及び放流

等について」を議題としますが、これにつきましては、次の協議事項(1)の「コイの持ち出しの承認基準について」とも関連しておりますので、一括して議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事) 高安主査
議長

【資料4及び資料5に基づき説明】

ただいま、指示案と委員会承認基準について、事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

安藤委員

基準の中にある河川の管理者が死体を回収した場合は、知事に報告するとなっていますが、この1年間に具体的にあつたのですか。

この連絡は水産課の方に行くと思いますが、連絡はなかったということですか。

水) 井塚 GL
安藤委員

コイヘルペスウイルス病があつたとの報告は受けておりません
ということは死体の回収もなかったということですか。

そこで気になるのは、前回のときも申し上げたかもしれませんが、新たな水面を指定してから大分経過して、このままずっといく、しかも1年間、毎年々更新されていて、これは、どのような状態になったら指示がなくなるかが気になっています。恐らく水産庁の通知に基づいて各県が共同で対応すると思うのですが、その辺の動きはどうなっているのか聞いていますか。

まだまだ関東近県で発生しているということで、このままの流れでいくという方向で決まっているのかどうか、教えていただきたいのですが。

水) 井塚 GL

国が全国的に取組んでいるもので、海外に輸出するものを含めて、他国からも注目されている話です。

国では国内の発生状況は少なくなっていますが、この規制を緩めるといような話は今のところ我々のところには聞こえてきていません。

安藤委員

国の動きがあるまでは当分この動き、毎年指示を更新し継続していくことですか。

水) 井塚 GL
議長

はい。

これは、毎年、輸出されるニシキゴイのKHVの輸出証明は付けているのですか。

水) 井塚 GL

神奈川県では、輸出の事例は聞いたことはございません。我々が自ら輸出証明書を書いたことはありません。

議長 他に御質問等は、ございませんでしょうか。

ないようでしたら、委員会指示を案のとおり発動することで、よろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

議長 それでは、本件は原案のとおり委員会指示を発動することで、決めます。

次に、資料5の「コイの持ち出しの承認基準」ですが、原案のとおり定めることで、よろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

議長 それでは、本件は原案のとおり定めることで、決めます。

次に、協議事項(2)の「公聴会の開催について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事) 高安主査 【資料6に基づき説明】

議長 ただいま、事務局から公聴会の開催について、説明がありましたが、この件について、御質問、御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

津谷委員 意見を述べることができる利害関係人その他の者の範囲が、1ページの4の1、2、3までは分かるが、4のその他の利害関係人の基準は難しいと思いますが、判断の基準は別個にあるのですか。

議長 利害関係であることを何か証明してもらうのですよね。

事) 川上代理 ここに書かれているのは、一般的な利害関係ですけれども、こちらで想定しない方が手を挙げてこられた場合に、排除しない対応を考慮したものです。具体的に来られた時に考えます。想定は特にしておりません。

津谷委員 基本的に広い方向で考えるのですか。それともかなり具体的な利害関係で考えるのですか。

事) 川上代理 基本的には、具体的に考えることになろうかと思いますが、例外という失礼になりますが、オープンにするということを示したい、広い範囲で考えていきたい。

議長 以前にあった利害関係人の意見聴取の際には、本人が利害関係人であることを何らかの裏付け証明してくださいという注記があったと記憶していますが、それと同じではないのですか。

事) 川上代理 そういうことになろうかと思えます。

議長 他に何かございますか。

	<p>ないようでしたら、案のとおり、公聴会を開催し、そして公告、公述人選定の手続きについては案のとおり、公述人の決定の際には、正副会長に一任いただき、公述人の決定など、このように進めていくということによろしゅうございますか。</p>
委員一同	(了 承)
議長	では、そのように決定いたします。
	次に、報告事項(1)の「漁業権(分割・変更)の免許、免許すべき者の設定及び休業中の許可に係る審査基準(案)について」を、水産課から説明をお願いします。
水)相澤副技幹 議長	<p>【資料7に基づき説明】</p> <p>ただいま、審査基準案について水産課から報告がありましたが、何か御質問、意見等がございますか。</p>
安藤委員	内水面の共同漁業の場合は、2条3項は対象外ですよ。
水)相澤副技幹 議長	<p>そうです。個別漁業権の場合、該当するのは第2条第3項です。</p> <p>他に何か御意見、御質問はございませんか。</p> <p>特にないようでしたら、水産課の報告を了承することによろしゅうございますね。</p>
委員一同	(了 承)
議長	それではそのようにします。
	続きまして、報告事項(2)の「漁業権及び入漁権行使規則の変更・廃止の認可についての審査基準案について」を議題としますので、水産課から説明をお願いします。
水)相澤副技幹 議長	<p>【資料8に基づき説明】</p> <p>漁業権・入漁権行使規則の認可の審査基準の説明がありましたが、何か質問はございますか。質問・御意見があったらお願いします。</p>
安藤委員	<p>3ページの4、真中辺りのところですが、ここで第一種共同漁業権の話がでてきますが、これは多摩川で東京都が行使規則について協議する際に、川崎河川側の調査もされるのですか。</p> <p>神奈川にそれが委託されてくると、どのようなかたちになるのですか。</p>
水)相澤副技幹	漁業の実態調査ですか。
安藤委員	4番だとそのような書き方のようにですが、3分の2以上の書面による同意がいるとか色々書いてありますが。
水)石黒水産振興担	こちらは、あくまでも東京都知事の立てる漁業計画に対する免許申請

当課長 とうこうしゅがこの辺りの審査を行うということになります。

安藤委員 取り敢えず途中で、この話が神奈川に来るということにはならないですね。直接、東京都から川崎河川漁協に同意を得るとか、得ないとかといった手続きがなされるということですね。

水) 相澤副技幹
議長 はい。
他に御質問等は、ございませんでしょうか。
この施行日が一月ずれているのは、パブコメの期間が要ということですね。

水) 相澤副技幹
議長 パブコメです。
他に何かございますか。ないようでしたら、審査基準について事務局案のとおり了承するという事でよろしゅうございますか。

委員一同
議長 (了 承)
それでは、本件はそのようにいたします。
次に、報告事項(3)の「遊漁規則(変更)の認可についての審査基準(案)について」を議題とします。
それでは、水産課から説明をお願いします。

水) 相澤副技幹
議長 【資料9に基づき説明】
ただいま、水産課から説明がありましたが、この件について、何か御質問、御意見等がございましたら、お願いします。
ないようでしたら、本件は原案どおり了承することで、よろしいでしょうか。

委員一同
議長 (了 承)
では、そのようにいたします。
次に報告事項(4)の「多摩川におけるしじみ採捕の承認に係る実施報告について」を議題とします。
事務局、水産課から補足説明することがありますか。
それでは、本件は、報告事項ということですので、御了承いただきたいと思えます。

委員一同
議長 (了 承)
次に、その他の(2)「その他」ですが、委員の皆さまから、何かございますか。
特にないようでしたら、事務局から前回委員会が出された質問への説明があるということですので、お願いします。

事) 高安主査

前回の委員会において、安藤委員から川崎漁協さんの令和4年の増殖実績の関係で2点御質問がございました。

1点目はあゆの増殖実績の数値が目標量の4倍ほどにもなっている御指摘ですが、確認したところ、種苗購入先の県内水面漁連さんから今回、配分の関係から予定量を相当超える種苗が入手できたため、相対的に種苗単価が下がったというように報告されたということです。

もう1点は「ふな」と「こい」の産卵場造成の場所の関係ですが、漁協さんに確認したところ、場所は特に変わらず同じだということです。

今回、実績では、「ふな」は目標量を超えた結果になっていますが、「こい」については、適地が確保できなかったということで、目標量を下回る結果となったということです。

この適地の確保ができない要因ですが、理由にあるように過去の大型台風の被害等で護岸工事等が行われていたり、仮にワンドと呼ばれる適地が見つかったとしても、実際、作業用の車両が進入できなかったりとか、又すぐ傍に民家があるなどして、断念せざるを得ない状況があるというお話でした。

それから、芦之湖漁協さんの中間実績の「やまめ」の購入先ですが、資料の記載の仕方が明確ではなかったため、会長から北海道の内水面漁連から購入されているのですかとの御質問がございました。

正確には県内水面漁連から北海道産の種苗を購入したということです。本日、改めて訂正版をお配りさせていただき、この場で訂正いたします。

説明は以上でございます。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、特に御質問等がないようでしたら、本日の委員会は、これで閉会とします。

次回の委員会は、先ほど説明がありましたが、4月26日、水曜日、午後14時からの公聴会終了後に委員会を開催する予定としておりますので、よろしく申し上げます。

本日はありがとうございました。